

庁内意見への対応結果

意見	ページ等	対応結果
1	コロナ対策を踏まえた具体的な記載があるとよい。	<p><u>追記</u> 2-2 ③市長、副市長、教育長、三師会及び保健所長等を委員とし、必要に応じて東京慈恵会医科大学西部医療センターの参加を得て開催する「専門家協議会」の設置について検討し、開催に向けた準備を進める。【福祉保健部】</p>
	22	<p><u>追記</u> 【情報提供・共有の形態及び方法】 商工会、交通事業者、地域メディア等の民間事業者と連携した広報</p>
	24	<p><u>追記</u> 2-1-2-2 ③窓口対応におけるマスクの着用、パーティションを設置するなどの感染防止対策を実施する。あわせて、出勤する職員と在宅勤務を行う職員に分けるなど、市職員の感染拡大を防止するための対策を講じる。【総務部】 ④市職員による繁華街での飲食や大人数(組織内メンバー)での会食、海外渡航の自粛等について周知する。【総務部】</p>
	30	<p><u>追記</u> 3-2-1 ②市施設の使用を一時的に制限し、休館とする等の措置を講じる。【総務部、関係各部】 ③窓口対応におけるマスクの着用、パーティションを設置するなどの感染防止対策を徹底する。あわせて、出勤する職員と在宅勤務を行う職員に分けるなど、市職員の感染拡大を防止するための対策を徹底する。【総務部】 ④市職員による繁華街での飲食や大人数(組織内メンバー)での会食、海外渡航の自粛等について徹底する。【総務部】</p>
	32	<p><u>追記</u> 3-2-2-1 ⑦開始当初は、予約希望者が集中することが見込まれることから、特に高齢者に対しては、会場・日時・ワクチンメーカーをあらかじめ指定する等予約方法を工夫する。</p>
45	<p><u>追記</u> 3-1 ③市においても、独自の生活支援や、在宅医療における訪問、電話相談、薬剤の配送等の医療支援について検討・実施する。【福祉保健部】</p>	
50		

2	「医師会」、「医師会等」、「三師会等」の使い分けが統一されていない。	第2部各論の第2章～第4章	<p><u>用語の使い分けを整理</u></p> <p>第4章ワクチン→「医師会等の関係機関」とする。</p> <p>【理由】ワクチンは主に医師会を中心として協議し、必要に応じて保健所、介護・福祉施設、配送・物流業者等と連携して進めるため。</p> <p>また、薬剤師会が一部関与する場合は想定されるが、歯科医師会は関与がないため、必要に応じて薬剤師会を追記する。</p> <p>それ以外の章→「三師会等」とする。</p> <p>【理由】第2章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)及び第3章(まん延防止)については、歯科医師会、薬剤師会を含め、三師会を中心に協議を進める必要があるため。</p>
3	「地方債」の表現について	22	<u>修正</u> 機動的かつ効果的な対策を実施するため、 国や都からの財政支援を有効に活用することを検討する。
		23	<u>修正</u> 国や都からの財政支援を有効に活用し、財源確保に努め、必要な対策を実施する。
4	「安心安全メール」→言葉の誤り	25	<u>修正</u> 安心安全メール→安心安全 情報 メール
5	北多摩南部医療圏の説明がわかりにくい	29	<u>修正</u> 北多摩南部医療圏を構成する6市(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市)→北多摩南部医療圏の 構成市 (武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市)※狛江市削除
6	「市の地方公務員については」→言葉の誤り	36	<u>修正</u> 地方公務員→ 職員
7	「医療法」の法律番号がない。	41	<u>追記</u> 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
8	「介護保険部局」がわかりにくい。	45・46	<u>修正</u> 介護保険部局→介護保険 主管課
9	「審査会」のみだと内容がわかりにくい。	46	<u>修正</u> 審査会→ 疾病・障害認定審査会
10	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の法律番号不要	54	<u>削除</u>
11	「臨時休校」→言葉の誤り	57	<u>修正</u> 臨時休校→臨時 休業